



第202600039846号

令和8年5月20日

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
会長 中西 眞治 様

鳥取県知事 平井 伸治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和8年5月20日から令和13年5月19日まで

本件に関する問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課 竹内

電話 0857-26-7140

電子メール: fukushi-kansashidou@pref.tottori.lg.jp